

○犯罪捜査功労者顕彰要綱の制定について

〔平成元年7月24日、捜一発第515号
捜二発第295号、鑑発第309号、警
察本部長から各部・課・隊・校・署長あて〕

改正 平成22年2月23日刑企乙達第15号等

近年、科学技術の高度化と相俟って、犯罪捜査の面においてもコンピュータの多角的な活用等、科学的な捜査資機材による捜査手法が、逐年、開発・整備されているところである。

しかし、如何に科学技術が発達したとしても捜査の究極は、聞き取り捜査や、取調べ等の「人対人」の捜査活動に変わりはなく、犯罪情勢の変化に伴って、今後とも、より一層捜査員の力量向上を図っていく必要がある。

一方、捜査を取り巻く環境の変化に伴い、捜査活動が一段と困難化の傾向を強めているところである。

こうした厳しい情勢の下にあって、捜査員の士気を高め、優秀な捜査員を育成していくことは、重要な課題であり、この度、「犯罪捜査功労者顕彰要綱」を制定することとしたので、適切な運用に努められたい。

犯 罪 捜 査 功 労 者 顕 彰 要 綱

第1 趣旨

この要綱は、現に、犯罪捜査に従事している捜査員、及び、長年にわたり、犯罪捜査に従事した経歴を有する者（以下、「捜査員等」という。）が、犯罪検挙功労等（以下、「検挙功労等」という。）によって、受賞した本部長賞等を累積して評価し、犯罪捜査活動に貢献したその功労を顕彰することにより、捜査員に目標と積極性を与えると共に、誇りを持たせてその士気を高め、もって優れた捜査員の育成を図ろうとするものである。

第2 顕彰の種別

顕彰の種別は、一定期間における累積功労顕彰として、金賞、銀賞、銅賞の三賞を、犯罪捜査永年功労顕彰として、金賞を設けるものとし、その顕彰基準は次のとおりとする。

1 一定期間における累積功労顕彰

- (1) 金賞・・・捜査実務経験が10年以上で、検挙功労等の受賞の累積が抜群である者
- (2) 銀賞・・・捜査実務経験が6年以上で、検挙功労等の受賞の累積が顕著である者
- (3) 銅賞・・・捜査実務経験が5年以下で、検挙功労等の受賞の累積が多である者

2 犯罪捜査永年功労顕彰

永年功労金賞・・・20年以上の捜査経歴を有し、退職が予定されている者であって、検挙功労等の受賞の累積が多であった者

第3 顕彰の方法

顕彰は、表彰状を授与するものとする。

第4 被顕彰者の選考

- 1 所属長は、本部長賞、及び、内賞（刑事部長、所属長等）の受賞回数が多い捜査員等について、毎年1回、顕彰種別毎に上申するものとする。
- 2 刑事部内に、別記第1に掲げる選考委員会を設置して、別に定める評価点を基準として、受賞者を選考・決定するものとする。
- 3 選考委員会は、顕彰候補者のうち、他の事由により顕彰することが適当でないと、認める者がある場合は、その者を顕彰しないものとする。

第5 顕彰

- 1 顕彰は、毎年2月中に警察本部において行うものとする。
- 2 一定期間における累積功労顕彰の各賞は、それぞれ1回に限り授与するものとする。

附則：1 この要綱は、平成元年7月24日から実施する。

- 2 「犯罪捜査功労職員顕彰制度の実施について」（昭和61年12月3日、捜一発第703号、捜二発第487号、鑑発第522号）は廃止する。

別記第1

「犯罪捜査功労者顕彰」選考委員会

委員長	刑事部長	
副委員長	刑事部首席参事官	
委員	刑事部	刑事企画課長
		捜査第一課長
		捜査第二課長
		組織犯罪対策課長
		鑑識課長
		科学捜査研究所長
委員会庶務	刑事部	刑事企画課企画係企画係